

大阪市では、コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい「課税世帯」に対し、大阪市独自の支援策として、臨時特別給付金を給付します。

基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市住民基本台帳に記録されているすべての世帯員の令和2年分の対象所得金額の合計額が新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年分比べて3割以上減少している場合は、「所得減少世帯に対する臨時特別給付金」の支給要件に該当します。

本状の内容を確認のうえ、同封の「所得減少世帯に対する臨時特別給付金申請書」に必要事項を記入し、返信用封筒にて返送していただくか、専用ホームページから手続きしていただくことができます。

- 支給要件**
- ・基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市の住民基本台帳に記録されているすべての世帯員の令和2年分の対象所得金額の合計額が令和元年分比べて、新型コロナウイルス感染症の影響により3割以上減少している世帯
 - ※ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国の制度)における「住民税非課税世帯」を除きます。
 - ※ 所得の合計には、譲渡所得・一時所得や分離課税の所得を除きます。

- 申請手続き出来る方**
- ・支給要件に該当する世帯の世帯主

- 支給額**
- ・1世帯あたり **10万円**
 - ※所得減少世帯に対する臨時特別給付金は所得税、市民税、府民税の課税対象となることがあります。

- 支給要件の対象となる所得の種類**
- ・給与所得・事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得(総合課税分のみ)・雑所得

- 提出書類**
- ・所得減少世帯に対する臨時特別給付金申請書
 - ・申請者(世帯主)の本人確認書類のコピー
 - ・振込口座を確認できる書類のコピー
 - ・簡易な所得金額の申立書【所得減少世帯】
 - ・令和2年度(令和元年分)、令和3年度(令和2年分)の住民税が大阪市以外で課税されていた世帯員の課税(所得)証明書のコピー

申請書 記入例

表面

提出用 (市独) 申請書 2

お問合せ番号 01 2345678 9

123456789

大阪市独自支援策 所得減少世帯に対する臨時特別給付金 申請書

大阪市長 宛

1 申請者(世帯主) 下記(白紙)に誓約・同意事項の内容に賛同の上、申請します。 申請日 令和4年 月 日

| フリガナ | 氏名 | 生年月日 | 現住所 | 令和3年12月10日(基準日)時点の住所 (現住所と異なる場合は記入してください) |
|------|----|------|-------------|--|
| 1 | 氏名 | 生年月日 | 現住所 | 令和3年12月10日(基準日)時点の住所 |
| 2 | 氏名 | 生年月日 | 令和元年分対象所得金額 | 令和2年分対象所得金額 |
| 3 | 氏名 | 生年月日 | 令和元年分対象所得金額 | 令和2年分対象所得金額 |
| 4 | 氏名 | 生年月日 | 令和元年分対象所得金額 | 令和2年分対象所得金額 |
| 5 | 氏名 | 生年月日 | 令和元年分対象所得金額 | 令和2年分対象所得金額 |
| 6 | 氏名 | 生年月日 | 令和元年分対象所得金額 | 令和2年分対象所得金額 |
| 合計 | | | ②-3 | 円 |

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の世帯のすべての構成員について記載してください。

3 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

(誓約事項)
所得減少世帯に対する臨時特別給付金(大阪市独自支援策)(以下「給付金」といいます)の支給要件に該当します。
新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての世帯員の令和2年分の対象所得金額の合計が令和元年分比べて**3割以上減少している世帯**です。
同一世帯について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国の制度)における「住民税非課税世帯」の対象世帯ではありません。受給していた場合には、給付金を返還します。
(裏面につづく)

1 申請者(世帯主)が署名のうえ、現住所等を記入してください。
令和3年12月10日時点の住所を記入してください。
※現住所と同じ場合は記入不要

2 2-1 令和3年12月10日時点の世帯構成員について記入してください。
2-2 別途、世帯員全員分の「簡易な所得金額の申立書【所得減少世帯】」を作成し、世帯全員分の令和元年分対象所得金額と令和2年分対象所得金額を記入してください。
※住民税非課税限度額を超えない収入はあるが、所得の申告を行っていない世帯員については、対象所得金額を記入いただき、必ず(未)を○で囲んでください。
※両年分とも未申告又は対象所得金額が0円の世帯員については、「簡易な所得金額の申立書」の作成の必要はありません。
2-3 世帯員全員の合計額を①と②に記入ください。

3 誓約・同意事項に記載されているすべての項目を確認の上、チェック欄()に✓を記入してください。

振込口座

給付金の支給は口座振込により行います。記入のうえ、**申請者(世帯主)の本人確認書類**の「貼り付け場所」に貼り付けてください。なお、振込口座は申請者(世帯主)の名義のものに限ります。

振込口座の申出が必要ですので、左のチェック欄(□)に**本人確認書類**のコピーと**振込口座が確認できる書類**のコピーを貼ってください。

令和2年分の所得と令和元年分の所得について

新型コロナウイルス感染症の影響により記録されているすべての世帯員の令和2年度分の所得が減少していることを確認するため、別途「**簡易な所得金額の申立書【所得減少世帯】**」の添付が必要です。

※申立書の様式については、専用ホームページをご覧ください。
・基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市の住民基本台帳に記録されているすべての世帯員ごとに本申立書を作成してください。
・申立書の様式は、専用ホームページをご確認いただくか、コールセンターまでお問合せください。
・両年分とも未申告又は対象所得金額が0円の世帯員については、必要ありません。

基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市の住民基本台帳に記録されているすべての世帯員ごとに本申立書を作成してください。

※申立書の様式については、専用ホームページをご覧ください。
・基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市の住民基本台帳に記録されているすべての世帯員ごとに本申立書を作成してください。
・申立書の様式は、専用ホームページをご確認いただくか、コールセンターまでお問合せください。
・両年分とも未申告又は対象所得金額が0円の世帯員については、必要ありません。

代理申請

申請や給付金の受給を代理人が行う場合は、別途「**代理申請・確認申出書**」の添付が必要です。

※申出書の様式については、専用ホームページをご覧ください。

提出書類

全ての申請者が必要な書類

- 所得減少世帯に対する臨時特別給付金申請書(本書)**
・必要事項を記入のうえ、誓約・同意事項に署名してください。
- 申請者(世帯主)の本人確認書類のコピー**
・運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面のみ)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の公的な本人確認資料のコピーを貼り付けてください。
- 振込口座を確認できる書類のコピー**
・通帳やキャッシュカード等、世帯主名義の振込口座の金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義を確認できる部分のコピーを貼り付けてください。
- 簡易な所得金額の申立書【所得減少世帯】(別紙様式)**
・基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市の住民基本台帳に記録されているすべての世帯員ごとに本申立書を作成してください。
・申立書の様式は、専用ホームページをご確認いただくか、コールセンターまでお問合せください。
・両年分とも未申告又は対象所得金額が0円の世帯員については、必要ありません。
- 課税証明書のコピー**
・令和2年度(令和元年分)、令和3年度(令和2年分)の住民税が大阪市以外で課税されていた世帯員は課税証明書のコピーを付けてください。

※申請書の記載内容と、添付された資料(コピー)の内容とが異なっている場合には、資料(コピー)の内容を優先して処理します。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給を受けられない場合があります。)

4

□課税(所得)証明のコピーが必要な方
世帯員のお一人でも市外転入等で、令和2年度※1、令和3年度※2の住民税が大阪市以外で課税されていた世帯員がいる場合、その世帯員の課税(所得)証明書の写し(コピー)が必要となります。

- ※1 令和2年度課税(所得)証明書は、令和2年1月1日に住民登録されていた市町村での発行となります。
- ※2 令和3年度課税(所得)証明書は、令和3年1月1日に住民登録されていた市町村での発行となります。

・両年分(令和元年分、令和2年分)とも住民税非課税限度額を超えない収入はあるが、所得の申告を行っていない世帯員又は、対象所得金額が0円の世帯員は「簡易な所得金額の申立書」の作成の必要はありません。

表面

簡易な所得金額の申立書【所得減少世帯】

■「所得減少世帯に対する臨時特別給付金申請書」と一緒に提出してください。

■申請書の「2申請者が属する世帯の状況」※両年分とも未申告又は対象所得金額0円の世帯員については申立書の作成の必要はありません。

■裏面の対象所得の計算方法をご確認のうえ記入してください。

申請書に記載されているお問合せ番号を記入してください

1 世帯員の氏名 (世帯員ごとに申立書が必要です)

2 令和元年分及び令和2年分の対象所得金額

| 対象所得 | 令和元年分 対象所得金額 | 令和2年分 対象所得金額 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 給与所得 | | |
| 事業所得 | | |
| 不動産所得 | | |
| 利子所得 | | |
| 配当所得(総合課税分のみ) | | |
| 雑所得(公的年金等・その他) | | |
| 合計 | | |

注1 大阪市外から転入し、令和2年度(令和元年分)、令和3年度(令和2年分)住民税が大阪市外で課税された世帯員がいる場合、住民登録地である市区町村が発行する課税(所得)証明書のコピーを添付してください。なお、住民税非課税限度額以下の所得金額である場合は、課税(所得)証明書のコピーの添付は不要です。

注2 事業所得等で損失がある場合は、「△〇〇〇円」と記入してください。

注3 本書は税の申告書ではありません。所得税確定申告又は市民税・府民税申告の義務がある場合は、必要な申告を行ってください。

DC1 

5 この申立書は申請書 **表面** の2-1に記載した全ての世帯員ごとに作成してください。

6 **本人保管用・提出用**書類に記載されているお問合せ番号をお書きください。

7 課税(所得)証明書等や申立書裏面の対象所得金額の計算方法をご確認のうえ、対象所得金額をお書きください。
 大阪市外から転入し、令和2年度(令和元年分)、令和3年度(令和2年分)の住民税が大阪市外で課税された世帯員がいる場合、住民登録地である市区町村が発行する課税(所得)証明書のコピーを添付してください。なお、住民税非課税限度額以下の所得金額である場合は、課税(所得)証明書のコピーの添付は不要です。
 令和2年度(令和元年分)、令和3年度(令和2年分)の市・府民税が大阪市内で課税されている世帯員は、課税(所得)証明書のコピーの添付は不要です。

支給対象となる所得額
 給与所得・事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得(総合課税分のみ)・雑所得

8 令和元年分及び令和2年分対象所得金額の合計をお書きいただき、申請書「2申請者が属する世帯状況の令和元年分及び令和2年分対象所得金額」欄に転記ください。

お問合せ

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金コールセンター

9:00～20:00(土日祝9:00～17:30)

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等を確認してください。

TEL: **フリーダイヤル** 0120-923-771 06-7223-9386

FAX:0120-947-042 MAIL:info@osaka-shotokugenshokyufu.jp

専用ホームページ

手続及び手続状況等の確認はこちら

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金

検索

<https://osaka-shotokugenshokyufu.jp/>

こちらからもアクセスできます。



よくある質問

Q1 令和3年分の所得が減少している場合は、支給の対象になりますか？

A1 本給付金は令和元年分と令和2年分の所得を比較して判定するため、令和3年分の所得が減少していても支給の対象になりません。

Q2 定年退職により所得が減少した場合、本給付金の対象となりますか？

A2 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少していることが支給要件となりますので、新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で所得が減少した場合は対象となりません。

Q3 大阪市内に住んでいますが、世帯全員の課税証明書のコピーが必要ですか？

A3 令和2年度(令和元年分)、令和3年度(令和2年分)の市・府民税が大阪市内で課税されている場合は課税(所得)証明書のコピーを添付する必要はありません。なお、大阪市内以外で住民税が課税されている場合は課税(所得)証明書のコピーが必要となります。

Q4 申請書とともに提出する「簡易な所得金額の申立書」は世帯全員分の添付が必要ですか？

A4 「簡易な所得金額の申立書」は、2か年分ともいずれも未申告か対象所得金額が0円の場合、作成、添付の必要はありません。

(例) 令和2年度(令和元年分)未申告、令和3年度(令和2年分)未申告
令和2年度(令和元年分)未申告、令和3年度(令和2年分)0円

Q5 給付金はいつ頃振り込まれますか？

A5 確認書の記入不備などがなければ、返送後おおむね1か月程度で振り込みの予定です。なお、返送後の受付状況などは、下記の専用ホームページにおいて申請書に記載の「お問合せ番号」により確認できます。

[受付状況等の確認はこちら](#)

[大阪市所得減少世帯臨時特別給付金](#)

[検索](#)